

情 個 審 答 申 第 2 号
令和3年（2021年）1月 7 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）10月15日付け、経政発第133号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式の文書等開示請求拒否決定（存否不回答）に対する審査請求について

別 紙

諮問第 6 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項に違反するものであることから、決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で開示請求を拒否する決定をすべきである。

第 2 審査請求の経緯

- 1 令和元年（2019 年）5 月 17 日、審査請求人が条例に基づき、特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年 6 月 6 日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（存否不回答）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 令和元年（2019 年）6 月 21 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において主張した内容（補佐人の意見陳述内容も含む。）は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和元年（2019 年）6 月 21 日付け審査請求書において主張した内容

熊本地震により被災した特定の建物に対する熊本市の一次の家屋調査結果が一部損壊であった。ところが熊本市（商業金融課）は二次調査を行わず、大規模半壊のり災証明書を発行した。文書等開示請求を行ったところ、まるで、調査をしたかのように調査員の名前もある書類が作られているが黒塗りのため調べることができない。さらに、二次調査は、申請書が無ければ調査をしないはずであるが、申請書が存否不回答だという。審査請求人も二次調査の申請をしたが存否不回答だった。その他不誠実な対応、不作為で心身共に疲弊し不眠が続き不快な毎日である。

(2) 令和 2 年（2020 年）7 月 2 日に行った口頭意見陳述において主張した内容

ア 審査請求人は、商店街組合（以下「組合」という。）所有のビルにおいて商売を営んでいたが、平成 28 年 4 月の熊本地震後、組合の理事から立ち退きを言い渡された。組合は、ビルに損傷はないものの、一部損壊のり災証明書を受領し、さらに、

一部損壊だったにもかかわらず、総会、マスコミ等に対し、半壊のためビルを建て直す旨公言していた。組合は、熊本市に何らかの働きかけをしたのか、又は正式に二次調査の申請をしたのか不明であるが、二次調査の結果、大規模半壊というり災証明書を受領し、それを根拠に審査請求人を退去させた。

イ 二次調査を行ったと言われる平成28年7月2日は、審査請求人はビルで仕事をしていて、市役所職員の出入りはなかった。審査請求人の店を通らないとビルの調査ができない構造になっており間違いない。ビルのどこを通ったかを市役所職員に尋ねたところ、ビルの横の北の階段を上ったような言い方をされた。そのようなことから、市役所に対する不信感が湧いてきた。

ウ 審査請求人は、二次調査を行ったと主張する熊本市に文書等開示請求をしたが、調査員の名前も黒塗りにしてあった。また、二次調査を行ったと言われる日に組合のビルだけを調査するはずはないから、同じ日に他にどこを調査したのかということを書き等開示請求したが、存否不回答という意味の分からない用語だった。要するに存在するとも言えない、開示しないとも言わないという、市民にとって非常に卑劣で愚弄されたような回答だった。

調査できないはずなのに、まるで調査したかのように書いてあり、明らかに虚偽だとわかる。審査請求人が主観的に言っているのではなく、客観的に見て、審査請求人の店に来ないと調査資料は書けないはずである。その証拠として写真等があると主張されても、それは組合から提供されたデータであり、そのような巧みな詭弁に惑わされないでほしい。

エ 熊本市の担当課は、組合に対し、審査請求人に不利となる一般に明らかにしない内部資料を提供した。

2 実施機関の主張

実施機関が、弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、り災証明に関する書類一式の開示を求めるものである。商業金融課においては災害対策基本法第90条の2に定める住家のり災証明交付に準じ、台風や地震、津波などの自然災害によって店舗・事務所・工場等の事業所等に被害を受けた事業者の申請に基づき、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき現地調査を行い被害程度を証明するものとして、り災証明書を発行している。り災証明書の用途としては、半壊以上の判定で活用が可能な公費解体をはじめ、金融機関や保険会社等においては、一部損壊の判定においても補修・再建のための融資や保険金の請求のための判断材料として用いられている。
- (2) 本件開示請求の根拠となる条例第6条の文書等の開示は、不開示情報が記録されている場合を除き、当該開示請求をしたものに対し開示するものであるが、開示するかどうかの判断に当たっては、条例第7条及び第9条に掲げる基準に該当するかどうかを審査する必要がある。

- (3) この点、本件開示請求については、り災証明書の判定結果をはじめとする不開示情報部分を除き開示した場合においても、り災証明書を発行した事実が分かることで当該物件が地震による何らかの被害を受けた事実が判明する。り災証明書の用途としては、民間企業においても各種手続きの判断材料として幅広く活用されていることから、り災証明の申請者が金融機関からの借り入れ等により資金繰りに困窮していることも想像される。また、補修のための保険請求が必要な状態が連想されれば、物件の資産価値に影響を与えかねない。以上のことは条例第7条第3号ア及び第9条による「当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」に該当すると考えられる。
- (4) なお、請求拒否の理由については、本件処分の決定通知書に記載し書面で通知している。また、審査請求書中「対立的な排除や無視をし続ける」の部分については、本件開示請求をはじめとする審査請求人による問合せや窓口での相談には真摯に対応しており、排除や無視を行った事実はない。
- (5) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、特定の建物に係る住家被害調査票及びり災証明書関係一式（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第9条該当性

(1) 条例第9条の定め

条例第9条は、「実施機関は、当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。通常、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る文書等の存否を明らかにした上で拒否することが原則であるが、文書等の存否を回答するだけで、不開示情報の保護すべき利益が害されることとなる場合は、文書等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨を定めたもので

ある。

本件文書は、特定の建物のり災証明に関連した文書であり、実施機関は、「り災証明書を発行した事実が分かる」ことを明らかにすること自体が条例第7条第3号アの不開示情報に該当するため、条例第9条を適用し、存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

そこで、本件文書について、以下のとおり条例第9条における条例第7条第3号ア該当性を検討する。

(2) 条例第9条における条例第7条第3号ア該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして、条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人（以下これらを「事業者」という。）の事業上の利益を保護するため、事業者に関する情報のうち、開示することにより、事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

本件処分について、実施機関は、特定の建物に対してり災証明書が発行されたか否かを明らかにすることは、当該物件が地震による何らかの被害を受けた事実が判明し、り災証明の申請者が金融機関からの借入れ等により資金繰りに困窮していることも想像され、また、補修のための保険請求が必要な状態が連想されれば、物件の資産価値に影響を与えかねないなど、事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する旨主張する。

そこで検討するに、特定の建物に対してり災証明書が発行されたか否かを明らかにすることは、当該特定の建物の所有者が事業者である場合にあっては、その不動産等が地震により何らかの被害を受けた事実が判明し、どれほどの損失を被ったかという資産価値の毀損に関する情報が公開されることとなる。このような情報は、事業者の経営状況に係わる内部管理情報であり、それが公開されると事業者の信用上の正当な利益を害するおそれがあるものといえる。

したがって、本件文書は、条例第7条第3号アに該当することから、条例第9条を適用し、本件文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は妥当である。

4 理由付記の妥当性

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。とあるが、その理由を書面で通知されていない。請求拒否の理由にならないとの意味である。」と主張する。これは、請求拒否の理由の欄に

記載のある決定通知書が審査請求人に通知されている事実に鑑みると、本件処分における請求拒否の理由がそれに足るものではなく通知されていないに等しいという趣旨の主張であると思料される。

そこで、本件処分における理由付記の妥当性について検討する。

(2) 理由付記に関する定め

条例第11条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定（以下これらを「請求拒否の決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。」と規定している。

その規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

要求される理由付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）に示されているように、請求拒否の理由は、審査請求人にとって、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうる程度のものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該文書の種類、性質等とあいまって審査請求人がそれらを当然知りうるようなときは別として、条例の要求する理由付記としては十分ではないというべきである。

(3) 条例第11条第2項該当性

実施機関の主張によれば、「請求拒否の理由については、本件処分の決定通知書に記載し書面で通知している。」としている。

しかしながら、本件処分において、実際に決定通知書に記載された理由は「当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるため。」と記載されているのみであり、開示請求に係る情報について、その存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がどのような情報であり、条例第7条のいずれの不開示情報に該当するかといった内容の記載はなく、その存否を明らかにしないで不開示とする具体的かつ明確な理由の提示がなされたとは認められない。

以上のことから、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第11条第2項の要求する理由の提示の要件を欠くといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第11条第2項に違反するものであり、取り消されるべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	河津	典和
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年（２０１９年） １０月１５日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和２年（２０２０年） ６月４日	諮問の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ７月２日	審査請求人の口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ９月３日	諮問の審議を行った。
令和２年（２０２０年） １０月１日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） １１月５日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） １２月３日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １月７日	答申案の審議を行った。